

「北海道胆振東部地震」に関連する特別号

復興に向かって頑張る中小企業を  
保証協会も全力でサポートします!

保証のしるべ

臨時号

2018 No.660

北海道信用保証協会

(H30年9月発行)

# 道内中小企業・小規模事業者の皆様を 全力でサポートします！

平成30年9月6日に発生した「北海道胆振東部地震」により被災された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

役職員一同、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

北海道信用保証協会では、今回の大規模災害に際し、差し迫った資金繰りに対応することを目的とした「緊急短期資金保証」を新たに創設したほか、国の保証制度である「災害関係保証」や「経営安定関連(セーフティネット)保証」などにより、有事における道内中小企業・小規模事業者の皆様のセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、全力で取り組んで参ります。

今回、北海道胆振東部地震に対応した当協会の支援策をまとめ、広報誌「保証のしるべ臨時号」を作成いたしました。

皆様の復興への足掛かりの一助となれば幸いです。

平成30年9月 北海道信用保証協会

## 特別相談窓口のご案内

当協会では、「北海道胆振東部地震」により被災された中小企業・小規模事業者の皆様のご相談にお応えするため、次のとおり「平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口」を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

### ●受付時間

平日 9:00～17:00 ※なお、17:00～19:00については、フリーダイヤル 0120-279-540でご相談を承ります。

土日・祝日 9:00～17:00(電話によるご相談) ※開設窓口については当協会のホームページでご確認ください。

### 相談窓口

0120-279-540 ツナグ コシエン

|           | 住 所                          | 電話番号         |
|-----------|------------------------------|--------------|
| 本 店       | 札幌市中央区大通西14丁目1番地             | 011-241-2231 |
| 函 館 支 店   | 函館市大森町24番1号                  | 0138-23-8425 |
| 帯 広 支 店   | 帯広市西3条南6丁目18番地2              | 0155-24-3658 |
| 北 見 支 店   | 北見市北8条東1丁目3番地                | 0157-24-5196 |
| 小 樽 支 店   | 小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センター2階     | 0134-22-5188 |
| 旭 川 支 店   | 旭川市7条通13丁目59番地2              | 0166-24-1441 |
| 釧 路 支 店   | 釧路市黒金町6丁目1番地                 | 0154-23-1361 |
| 室 蘭 支 店   | 室蘭市東町4丁目29番1号 室蘭市中小企業センター3階  | 0143-45-6001 |
| 滝 川 支 店   | 滝川市大町2丁目5番32号                | 0125-23-1201 |
| 苫 小 牧 支 店 | 苫小牧市表町1丁目1番13号 苫小牧経済センタービル2階 | 0144-33-1751 |

## 北海道信用保証協会の支援策

お客様のご希望に合わせた支援メニューを用意しています。

## 当面の資金繰りを確保したい

当協会  
独自制度

緊急短期資金保証

P4へ

## 公的保証制度を利用し、別枠もしくは調達コストを少なく資金を確保したい

国の制度

災害関係保証(直接被害を受けられた方)

P5へ

国の制度

経営安定関連(セーフティネット)保証4号

P6へ

道の制度  
(融資制度)

北海道 中小企業総合振興資金  
経営環境変化対応貸付【災害復旧】

P7へ

## 既存借入金の返済に支障が生じており、返済条件を変更したい

返済条件の変更(元金据置・返済額軽減など)には、被災されたお客様の実情に合わせ、柔軟に対応いたします。

## 経営支援を受けたい

## 専門家派遣事業

- 「資金繰り改善」「補助金・助成金活用」「販促方法」など、お客様の経営課題に応じた専門家を当協会が選定し、派遣します。
- 各種経営に関するアドバイスなどを必要とされているお客様は、当協会窓口までお気軽にご相談ください。

## 経営サポート会議

- 取引金融機関等の関係機関が一堂に会し、必要な経営支援と金融支援について意見交換を行う会議です。当協会が事務局となり、開催日程の調整を行います。
- 事業計画の説明の場や、返済条件見直しのご相談の際にもご活用いただけます。
- お近くの当協会窓口まで、お気軽にご相談ください。

※ただし、場合によってはお客様のご希望に添えない場合もあります。

## 緊急短期資金保証

自然災害等の有事において、短期的な運転資金を供給することによって、喫緊の資金繰りを支援し、中小企業・小規模事業者の事業継続を後押しする当協会独自の制度です。

|         |  |
|---------|--|
| 資 格 要 件 | 北海道胆振東部地震により直接または間接被害を受けた中小企業・小規模事業者   |
| 保証限度額   | 直近決算(確定申告)の平均月商の1ヵ月以内とし、かつ、既存の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)を含め、次の保証限度額の範囲内となります。<br><b>普通保証</b> 2億円以内(組合は4億円以内)<br><b>無担保保証</b> 8,000万円以内<br><b>小口零細企業保証</b> 2,000万円以内<br>※1事業者1口限りとなります。<br>※最初の決算が未到来の場合、試算表等に基づく月商となります。 |
| 資 金 使 途 | 事業継続に必要な運転資金 ※借換資金は対象となりません。   |
| 返 済 方 法 | 一括返済<br>ただし、保証期間到来時、中小企業・小規模事業者の資金繰りに応じて、長期資金での借換が可能です。  |
| 保 証 期 間 | 12ヵ月以内   |
| 貸 付 形 式 | 手形貸付、証書貸付  |
| 融 資 利 率 | 金融機関所定   |
| 担 保     | 必要に応じ  |
| 保 証 人   | 原則として法人代表者のみ   |
| 保 証 料 率 | 普通保証・無担保保証の場合 年 0.45%～1.90%<br>小口零細企業保証の場合 年 0.50%～2.20%   |
| 責 任 共 有 | 普通保証・無担保保証の場合 責任共有対象<br>小口零細企業保証の場合 責任共有対象外  |

災害関係保証

国民生活に著しい影響を及ぼす災害が発生した場合に、その災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の事業の再建に必要な資金調達を支援する国の制度です。

|       |  |
|-------|--|
| 資格要件  | 激甚災害について災害救助法が適用された厚真町・安平町・むかわ町に事業所を有し、北海道胆振東部地震により直接被害を受けた中小企業・小規模事業者<br><u>※り災証明を受けた中小企業・小規模事業者</u>                |
| 保証限度額 | 通常の保証限度額および経営安定関連(セーフティネット)保証の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。<br>普通保証 2億円以内(組合は4億円以内)<br>無担保保証 8,000万円以内<br>無担保無保証人保証 2,000万円以内 |
| 資金用途  | 事業の再建に必要な資金(運転資金・設備資金)※借換資金は対象となりません。  |
| 返済方法  | 一括返済または分割返済  |
| 保証期間  | 定めなし   |
| 貸付形式  | 手形貸付、証書貸付  |
| 融資利率  | 金融機関所定   |
| 担保    | 必要に応じ  |
| 保証人   | 原則として法人代表者のみ   |
| 保証料率  | 年 0.60%~0.88%  |
| 責任共有  | 責任共有対象外(100%保証)  |

り災証明書(申請書)の様式例

被災した事業所のある町役場に申請し、証明書を取得する必要があります。

厚真町の様式例

(第4条関係) り災証明書交付申請書

(宛先) 厚真町長

次のとおり、り災証明書の交付を申請します。 年 月 日

申請者(被災者) 氏名  個人  法人  団体

り災者(被災者) 氏名  個人  法人  団体

り災原因  地震  噴火  津波  台風  その他

被災年月日

被災場所

被災内容  建物  設備  機械  器具  備品  什物  衣服  家具  自動車  その他

申請者(被災者)の住所

申請者(被災者)の氏名

申請者(被災者)の印

申請者(被災者)の住所

申請者(被災者)の氏名

申請者(被災者)の印

申請者(被災者)の住所

申請者(被災者)の氏名

申請者(被災者)の印

申請者(被災者)の住所

申請者(被災者)の氏名

申請者(被災者)の印

申請者(被災者)の住所

申請者(被災者)の氏名

申請者(被災者)の印

申請者(被災者)の住所

申請者(被災者)の氏名

申請者(被災者)の印

## 経営安定関連(セーフティネット)保証4号

災害その他の突発的な事由により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定に必要な資金調達を支援する国の制度です。

|           |  |      |                 |       |           |           |           |
|-----------|--|------|-----------------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 資格要件      | 北海道内に事業所を有し、北海道胆振東部地震により直接または間接被害を受けた中小企業・小規模事業者<br><b>※経営安定関連(セーフティネット)保証4号の認定を受けた中小企業・小規模事業者</b>   |      |                 |       |           |           |           |
| 保証限度額     | 通常の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。<br><table border="1"> <tr> <td>普通保証</td> <td>2億円以内(組合は4億円以内)</td> </tr> <tr> <td>無担保保証</td> <td>8,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>無担保無保証人保証</td> <td>2,000万円以内</td> </tr> </table> | 普通保証 | 2億円以内(組合は4億円以内) | 無担保保証 | 8,000万円以内 | 無担保無保証人保証 | 2,000万円以内 |
| 普通保証      | 2億円以内(組合は4億円以内)  |      |                 |       |           |           |           |
| 無担保保証     | 8,000万円以内  |      |                 |       |           |           |           |
| 無担保無保証人保証 | 2,000万円以内  |      |                 |       |           |           |           |
| 資金用途      | 経営の安定に必要な資金(運転資金・設備資金)   |      |                 |       |           |           |           |
| 返済方法      | 一括返済または分割返済  |      |                 |       |           |           |           |
| 保証期間      | 定めなし   |      |                 |       |           |           |           |
| 貸付形式      | 手形貸付、証書貸付  |      |                 |       |           |           |           |
| 融資利率      | 金融機関所定   |      |                 |       |           |           |           |
| 担保        | 必要に応じ  |      |                 |       |           |           |           |
| 保証人       | 原則として法人代表者のみ   |      |                 |       |           |           |           |
| 保証料率      | 年 0.60%~0.88%  |      |                 |       |           |           |           |
| 責任共有      | 責任共有対象外(100%保証)  |      |                 |       |           |           |           |

### 認定書の様式例

認定の手続きは市区町村が窓口となります。

#### 認定基準

- 道内で1年以上継続して事業を行っていること。
- 北海道胆振東部地震の発生に起因して、災害の影響を受けた後、原則として最近1カ月の売上等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

様式第4号  
中小企業倒産防止対策法第2条第5項第4号の規定による認定申請書

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者  
姓 名  
氏 名 (各務及び代表者の氏名) 印

私は〇〇〇(注1)の条件に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業倒産防止対策法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 (1) 売上等  
(イ) 最近1カ月間の売上等 売上等 % 売上等  
売上高  
円

注 1(イ)  
A 認定書の発行に於ける最近1カ月間の売上等 円  
B Aの期間に对应する前年1カ月間の売上等 円  
(ロ) 最近3カ月間の売上等の平均値と前年1カ月間の売上等との比較  
売上高(円) = (売上高) × 100  
% 売上等  
円

C Aの期間中の売上等の戻込み売上高 円  
D Cの期間に对应する前年同月の売上等 円

3 売上等等の減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注1) 〇〇〇とは、(災害その他の突発的な事由)に該当し、且つ、  
(注2) 2の(イ)の売上等売上高には、差額を記入することができる。

(重要事項)  
① 本認定は別に、信用保証及び保証料負担による負担上の優遇があります。  
② 市町村長又は特別区長が認定を受け、承認の有無に関わらず、金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

北海道 中小企業総合振興資金 経営環境変化対応貸付【災害復旧】

北海道胆振東部地震により直接または間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の早期復旧と経営の安定を図るための北海道の融資制度です。

|         |  |
|---------|--|
| 融資対象者   | 道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、平成30年9月6日に発生した胆振東部地震の直接又は間接の被害により、経営に影響を受けているもの<br><適用地域> 道内全市町村   |
| 資金用途    | 運転資金・設備資金  |
| 融資金額    | 設備資金 8,000万円以内<br>運転資金 5,000万円以内<br>※資金用途については、設備資金と運転資金の併用が可能です。(併用時の融資金額は、1企業あたり合計1億3,000万円が限度となります。)<br>※信用保証のご利用状況、り災証明書、認定書の有無により保証限度額が異なります。 |
| 融資期間    | 1年超10年以内(据置2年以内)   |
| 融資利率    | 固定金利 年 1.0%(融資期間5年以内)<br>年 1.2%(融資期間10年以内)<br>変動金利 年 1.0%(融資期間が3年を超える借入の場合に限る)   |
| 返済方法・担保 | 取扱金融機関の定めるところによる   |
| 保証料率    | 年 0.45%~1.90%  |
| 取扱期間    | 平成30年9月6日から平成31年3月31日まで  |

お申込み方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会にお申込みください。

- ①決算書 2 期分
- ②商業登記簿謄本
- ③見積書または契約書(設備資金の場合)
- ④道が別に定める様式による調書
- ⑤市町村長等が発行するり災証明書の写し  
(直接被害を受けた場合のみ)

※中小企業等協同組合および同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

※金融機関および保証協会において融資(保証)審査上、別途書類が必要となる場合があります。

融資あっせん申込書

融資あっせん申込書 (Application form for loan assistance) showing fields for applicant information, loan details, and supporting documents.

経営環境変化対応貸付(災害復旧)の融資に係る調書

経営環境変化対応貸付(災害復旧)の融資に係る調書 (Investigation form for disaster recovery loan) with a table for recording business status and financial data.

お問い合わせ先のご案内

**本店** 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地  
TEL:011-241-2231  
FAX:011-221-1085

**旭川支店** 070-8691 旭川市7条通13丁目59番地2  
TEL:0166-24-1441  
FAX:0166-25-5649

**函館支店** 040-8691 函館市大森町24番1号  
TEL:0138-23-8425  
FAX:0138-23-8471

**釧路支店** 085-8691 釧路市黒金町6丁目1番地  
TEL:0154-23-1361  
FAX:0154-23-1364

**帯広支店** 080-8691 帯広市西3条南6丁目18番地2  
TEL:0155-24-3658  
FAX:0155-24-3661

**室蘭支店** 050-8691 室蘭市東町4丁目29番1号  
(市中小企業センター3階)  
TEL:0143-45-6001  
FAX:0143-45-7818

**北見支店** 090-8691 北見市北3条東1丁目3番地  
TEL:0157-24-5196  
FAX:0157-24-5191

**滝川支店** 073-8691 滝川市大町2丁目5番32号  
TEL:0125-23-1201  
FAX:0125-22-1360

**小樽支店** 047-8691 小樽市稲穂2丁目22番1号  
(小樽経済センター2階)  
TEL:0134-22-5188  
FAX:0134-22-5918

**苫小牧支店** 053-8725 苫小牧市表町1丁目1番13号  
(苫小牧経済センタービル2階)  
TEL:0144-33-1751  
FAX:0144-32-3915

経営金融相談専用ダイヤル

道内の中小企業経営者の皆様方の経営・金融相談をお受けしております。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

ツナグ コシエン  
0120-279-540

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、本店・業務部企業支援課011-241-5605をご利用いただけます。

連絡所 (次の市町村の商工会議所、商工会内にあります)

|     |                                |      |                                   |
|-----|--------------------------------|------|-----------------------------------|
| ●本店 | 江別<br>恵庭                       | ●旭川  | 留萌<br>稚内<br>名寄<br>富良野<br>士別<br>上川 |
| ●函館 | 北斗<br>江差<br>森<br>八雲            | ●釧路  | 根室<br>白糠<br>厚岸                    |
| ●帯広 | 本別<br>清水<br>幕別                 | ●室蘭  | 伊達                                |
| ●北見 | 北見(留辺)<br>網走<br>紋別<br>遠軽<br>斜里 | ●滝川  | 岩見沢<br>深川<br>美唄<br>声別             |
| ●小樽 | 岩内<br>倶知安<br>余市                | ●苫小牧 | 浦河<br>白老<br>新ひだか                  |

ご注意ください

信用保証協会をご利用のお客様へ

■最近、悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申込みにあたって、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求する事例が発生しています。信用保証協会においては、保証にあたって所定の信用保証料以外には、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いたっておりません。

■監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認めた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないことになっております。

■反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら最寄りの信用保証協会へご連絡ください。

北海道信用保証協会

<http://www.cgc-hokkaido.or.jp/>

郵便番号 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地  
電話 (011)241-2535・FAX(011)261-8923

お気軽にご相談ください。